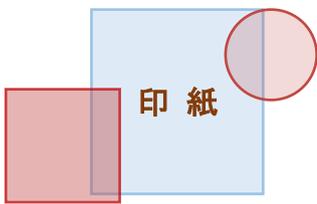


様式記入例

選挙運動用自動車（ハイヤー等）

（申請等様式記入例）



選挙運動用自動車使用契約書

井川町長 選挙候補者 選挙太郎 (以下「甲」という。)と株式会社 今戸タクシー 代表 ●●●● (以下「乙」という。)は、公職選挙法第141条に定める選挙運動用自動車の使用について次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第141条に基づき選挙運動のために使用する。
2 車種及び自動車登録番号又は車両番号 日産キャラバン NV300 秋田500 あ33-33
3 台数 1台
4 契約期間 令和5年1月19日 から 令和5年1月28日 までの 10日間
5 契約金額 金 700,000円 (うち消費税及び地方消費税金 63,636円)
(内訳 1日につき 70,000円 (税込) × 10日間)

6 請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により井川町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、井川町議会議員選挙及び井川町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき井川町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が井川町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により井川町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

7 その他
この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年1月10日

甲 井川町長選挙候補者
住所 井川町北川尻字街道100番地
氏名 選挙太郎

乙 住所 井川町今戸字今戸99番地
名称 株式会社今戸タクシー
代表者 代表 ●●●●

車両本体以外の費用(看板レンタル代、スピーカーレンタル代等)が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約を締結する必要があります。契約書に記載できない場合は、見積書等の契約内容の内訳が確認できる書類が必要になります。

様式第1号（第3条関係）

選挙運動用自動車使用契約届出書

令和5年1月24日

井川町選挙管理委員会委員長あて

令和5年1月29日執行

井川町（~~議会議員~~・長）選挙

候補者氏名 選挙 太郎

印

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
R5.1.10	(株)今戸タクシー 代表 ●●●● 井川町今戸字今戸 90 番地	R5.1.24 ～R5.1.28	700,000 円	
			円	

2 1に掲げる契約以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の 借入れ				円	
				円	
燃料代				円	
				円	
運転手の 雇用				円	
				円	

(備考)

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。

様式第10号（その1）（第5条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

令和5年1月30日

令和5年1月29日執行

井川町（~~議会議員~~・長）選挙

候補者氏名 選挙 太郎

印

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分 (該当する方の番号に ○をしてください。)	①	一般乗用旅客自動車運 送事業者との運送契約 による場合	2	左に掲げる場合以外の 場合
運送事業者等の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	(株)今戸タクシー 代表 ●●●● 井川町今戸字今戸 90 番地			
車種及び自動車登録番号又は 車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考	
日産キャラバン秋田 500 あ 33-33	令和 5 年 1 月 24 日	70,000 円		
日産キャラバン秋田 500 あ 33-33	令和 5 年 1 月 25 日	70,000 円		
日産キャラバン秋田 500 あ 33-33	令和 5 年 1 月 26 日	70,000 円		
日産キャラバン秋田 500 あ 33-33	令和 5 年 1 月 27 日	70,000 円		
日産キャラバン秋田 500 あ 33-33	令和 5 年 1 月 28 日	70,000 円		

(備考)

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が井川町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、井川町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
 - (1) 以外の場合 16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、井川町に支払を請求することはできません。

様式第13号（第4条関係）

請求書
(選挙運動用自動車の使用)

令和5年1月30日

井川町長 様

住所（所在地） 井川町今戸字今戸 90 番地

氏名（名称） 株式会社 今戸タクシー

代表取締役 ●●●● 印

(法人にあつては、その代表者の氏名も記入する)

井川町議会議員及び井川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 請求金額 322,500 円
- 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 選挙名 令和5年1月29日執行 井川町（議会議員・長）選挙
- 候補者の氏名 選挙 太郎
- 振込先

金融機関名	●●銀行	本・支店名	●●支店
口座種別	普通	口座番号	1234567
フリガナ	カブ) イドタクシー		
口座名義	株式会社 今戸タクシー		

(備考)

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写しとともに選挙の期日後、速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、井川町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙) その1

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額	備考
令和5年 1月24日	70,000円×1台 = 70,000円	64,500円×1台 = 64,500円	64,500円	
令和5年 1月25日	70,000円×1台 = 70,000円	64,500円×1台 = 64,500円	64,500円	
令和5年 1月26日	70,000円×1台 = 70,000円	64,500円×1台 = 64,500円	64,500円	
令和5年 1月27日	70,000円×1台 = 70,000円	64,500円×1台 = 64,500円	64,500円	
令和5年 1月28日	70,000円×1台 = 70,000円	64,500円×1台 = 64,500円	64,500円	
計			322,500円	

(備考)「請求金額」欄には、(A)又は(B)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

選挙運動用自動車（借入れ）

（申請等様式記入例）

選挙運動用自動車賃借契約書

井川町長 選挙候補者 選挙太郎 (以下「甲」という。)と株式会社 大台レンタカー 代表 ●●●● (以下「乙」という。)は、公職選挙法第141条に定める選挙運動用自動車の車両の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第141条に基づき選挙運動のために使用する。
- 2 車種及び自動車登録番号又は車両番号 トヨタハイエース 秋田500わ10-01
- 3 台数 1台
- 4 契約期間 令和5年1月19日 から 令和5年1月28日 までの 10日間
- 5 契約金額 金 100,000円 (うち消費税及び地方消費税金 9,090円)
(内訳 1日につき 10,000円 (税込) × 10日間)

6 使用上の義務等

甲は、法令に従い当該自動車を運行する義務及び乙の定める約款に従う義務を負う。

7 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により井川町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、井川町議会議員選挙及び井川町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき井川町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が井川町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により井川町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

8 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年1月10日

甲 井川町長選挙候補者

住所 井川町北川尻字街道100番地

氏名 選挙太郎

乙 住所 井川町井内字大台10番地5

名称 株式会社 大台レンタカー

代表者 代表 ●●●●

車両本体以外の費用(看板レンタル代、スピーカーレンタル代等)が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約を締結する必要があります。契約書に記載できない場合は、見積書等の契約内容の内訳が確認できる書類が必要になります。

様式第1号（第3条関係）

選挙運動用自動車使用契約届出書

令和5年1月24日

井川町選挙管理委員会委員長あて

令和5年1月29日執行

井川町（~~議会議員~~・長）選挙

候補者氏名 選挙 太郎

印

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
			円	
			円	

2 1に掲げる契約以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の 借入れ	R5.1.10	(株)大台レンタカー 代表 ●●●● 井川町井内字大台10番地5	R5.1.19 ～R5.1.28	100,000円	
				円	
燃料代	R5.1.10	(有)坂本石油 代表 ●●●● 井川町坂本字坂本50番地15	秋田500 わ10-01	37,800円	レギュラーガolin 単価160円
				円	
運転手 の雇用	R5.1.10	羽立 一郎 井川町浜井川字羽立5番地	R5.1.24 ～R5.1.28	75,000円	
				円	

(備考)

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。

様式第10号（その1）（第5条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

令和5年1月30日

令和5年1月29日執行

井川町（~~議会議員~~・長）選挙

候補者氏名 選挙 太郎

印

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分 (該当する方の番号に ○をしてください。)	1	一般乗用旅客自動車運 送事業者との運送契約 による場合	2	左に掲げる場合以外 の場合
運送事業者等の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	(株)大台レンタカー 代表 ●●●● 井川町井内字大台10番地5			
車種及び自動車登録番号又は 車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考	
トヨタハイース秋田500わ10-01	令和5年1月24日	10,000円		
トヨタハイース秋田500わ10-01	令和5年1月25日	10,000円		
トヨタハイース秋田500わ10-01	令和5年1月26日	10,000円		
トヨタハイース秋田500わ10-01	令和5年1月27日	10,000円		
トヨタハイース秋田500わ10-01	令和5年1月28日	10,000円		

(備考)

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が井川町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、井川町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
(2) (1)以外の場合 16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、井川町に支払を請求することはできません。

様式第13号（第4条関係）

請求書
(選挙運動用自動車の使用)

令和5年1月30日

井川町長 様

住所（所在地） 井川町井内字大台 10 番地 5

氏名（名称） 株式会社 大台レンタカー

代表 ●●●●

印

(法人にあつては、その代表者の氏名も記入する)

井川町議会議員及び井川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 請求金額 50,000 円
- 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 選挙名 令和5年1月29日執行 井川町（議会議員・長）選挙
- 候補者の氏名 選挙 太郎
- 振込先

金融機関名	●●銀行	本・支店名	●●支店
口座種別	普通	口座番号	1234567
フリガナ	カブ) オダレンタカー		
口座名義	株式会社 大台レンタカー		

(備考)

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写しとともに選挙の期日後、速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、井川町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙) その2

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額	備考
令和5年 1月24日	10,000円×1台 = 10,000円	15,800円×1台 = 15,800円	10,000円	
令和5年 1月25日	10,000円×1台 = 10,000円	15,800円×1台 = 15,800円	10,000円	
令和5年 1月26日	10,000円×1台 = 10,000円	15,800円×1台 = 15,800円	10,000円	
令和5年 1月27日	10,000円×1台 = 10,000円	15,800円×1台 = 15,800円	10,000円	
令和5年 1月28日	10,000円×1台 = 10,000円	15,800円×1台 = 15,800円	10,000円	
計			50,000円	

(備考)

- 1 「借入金額」欄は、借入期間ではなく選挙運動期間のみの額を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(A) 又は (B) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

選挙運動用自動車（燃料代）

（申請等様式記入例）

選挙運動用自動車燃料供給契約書

井川町長 選挙候補者 **選挙太郎**（以下「甲」という。）と**有限会社 坂本石油 代表**
●●●●（以下「乙」という。）は、公職選挙法第141条に定める選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第141条に基づき選挙運動のために使用する自動車に燃料を供給する。
- 2 供給を受ける自動車の登録番号又は車両番号 **秋田 500 わ 10-01**
- 3 供給場所 所在地 **井川町坂本字坂本 50 番地 1**
名称 **有限会社坂本石油 坂本給油所**
- 4 契約期間 令和**5**年**1**月**24**日 から 令和**5**年**1**月**28**日 までの **5**日間
- 5 単 価 単価1リットル当たり **160**円
- 6 契約金額 期間中の供給総量に単価を乗じて得た金額
- 7 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により井川町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、井川町議会議員選挙及び井川町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき井川町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が井川町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により井川町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

8 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 **5**年 **1**月 **10**日

甲 井川町長選挙候補者

住 所 **井川町北川尻字街道 100 番地**

氏 名 **選挙太郎**

乙 住 所 **井川町坂本字坂本 50 番地 1**

名 称 **有限会社 坂本石油**

代表者 **代表 ●●●●**

様式第1号（第3条関係）

選挙運動用自動車使用契約届出書

令和5年1月24日

井川町選挙管理委員会委員長あて

令和5年1月29日執行

井川町（~~議会議員~~・長）選挙

候補者氏名 選挙 太郎

印

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
			円	
			円	

2 1に掲げる契約以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の 借入れ	R5.1.10	(株)大台レンタカー 代表 ●●●● 井川町井内字大台10番地5	R5.1.19 ～R5.1.28	100,000円	
				円	
燃料代	R5.1.10	(有)坂本石油 代表 ●●●● 井川町坂本字坂本50番地15	秋田500 わ10-01	37,800円	レギュラーガolin 単価160円
				円	
運転手 の雇用	R5.1.10	羽立 一郎 井川町浜井川字羽立5番地	R5.1.24 ～R5.1.28	75,000円	
				円	

(備考)

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。

様式第4号（第4条関係）

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

令和5年1月24日

井川町選挙管理委員会委員長 様

令和5年1月29日執行

井川町（~~議会議員~~・長）選挙

候補者氏名 選挙 太郎

印

次の選挙運動用自動車の燃料代につき、井川町議会議員及び井川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 令和5年1月10日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
（有）坂本石油 代表 ●●●●
井川町坂本字坂本50番地1
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
秋田500わ10-01
- 4 確認申請金額 37,800 円

区分	購入金額	左のうち確認済み 又は確認申請金額
前回までの累積金額（A）	0 円	0 円
今回の購入金額（B）	37,800 円	37,800 円
燃料代計（A）+（B）	37,800 円	37,800 円
備考		

(備考)

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から井川町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額も含めて記載してください。

様式第7号（第4条関係）

選挙運動用自動車燃料代確認書

確認番号第 _____ 号

年 月 日

井川町選挙管理委員会
委員長



井川町議会議員及び井川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の選挙運動用自動車の燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

- 1 年 月 日執行 井川町（議会議員・長）選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認金額 円

(備考)

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに、この確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、井川町に支払を請求することはできません。

様式第10号（その2）（第5条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

令和5年1月30日

令和5年1月29日執行

井川町（~~議会議員~~・長）選挙

候補者氏名 選挙 太郎

印

次のとおり燃料の供給を受けたものであることを証明します。

燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
令和5年1月24日	秋田500わ10-01	47.25 ℓ	7,560 円	
令和5年1月25日	秋田500わ10-01	47.25 ℓ	7,560 円	
令和5年1月26日	秋田500わ10-01	47.25 ℓ	7,560 円	
令和5年1月27日	秋田500わ10-01	47.25 ℓ	7,560 円	
令和5年1月28日	秋田500わ10-01	47.25 ℓ	7,560 円	

(備考)

- この証明書は、燃料の供給の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」、「燃料供給量」及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が井川町に支払を請求するときは、この証明書のほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、井川町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

様式第13号（第4条関係）

請求書
(選挙運動用自動車の使用)

令和5年1月30日

井川町長 様

住所（所在地） 井川町坂本字坂本 50 番地 1

氏名（名称） 有限会社 坂本石油

代表 ●●●●

印

(法人にあつては、その代表者の氏名も記入する)

井川町議会議員及び井川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 請求金額 37,800 円
- 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 選挙名 令和5年1月29日執行 井川町（議会議員・長）選挙
- 候補者の氏名 選挙 太郎
- 振込先

金融機関名	●●銀行	本・支店名	●●支店
口座種別	普通	口座番号	1234567
フリガナ	エウ) サカモトキョウシヨ		
口座名義	有限会社 坂本給油所		

(備考)

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写しとともに選挙の期日後、速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、井川町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙) その2

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額	備考
令和5年 1月24日	秋田500わ10-01	160円×47.250 = 7,650円			
令和5年 1月25日	秋田500わ10-01	160円×47.250 = 7,650円			
令和5年 1月26日	秋田500わ10-01	160円×47.250 = 7,650円			
令和5年 1月27日	秋田500わ10-01	160円×47.250 = 7,650円			
令和5年 1月28日	秋田500わ10-01	160円×47.250 = 7,650円			
計(税込)		37,800円	37,800円	37,800円	

(備考)

- 「基準限度額」の計欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」の計欄には、(A)の計欄又は(B)の計欄のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び(A)欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

選挙運動用自動車（運転手）

（申請等様式記入例）

印紙

候補者 ↔ 業者等

選挙運動用自動車運転手契約書

井川町長選挙候補者 **選挙太郎**（以下「甲」という。）と **羽立一郎**（以下「乙」という。）は、公職選挙法第141条に定める選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

- 1 業務内容 公職選挙法第141条に基づき選挙運動のために使用する自動車を運転する。
- 2 運転する車の自動車登録番号又は車両番号 **秋田500わ10-01**
- 3 契約期間 令和**5**年**1**月**24**日 から 令和**5**年**1**月**28**日 までの **5**日間
- 4 契約金額 金 **75,000**円（うち消費税及び地方消費税金 **6,818**円）
（内訳 1日につき **15,000**円（税込）× **5**日間）
- 5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により井川町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、井川町議会議員選挙及び井川町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき井川町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が井川町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により井川町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 **5**年 **1**月 **10**日

甲 井川町長選挙候補者

住 所 **井川町北川尻字街道100番地**

氏 名 **選挙太郎**

乙 住 所 **井川町坂本字坂本50番地1**

氏 名 **羽立一郎**

様式第1号（第3条関係）

選挙運動用自動車使用契約届出書

令和5年1月24日

井川町選挙管理委員会委員長あて

令和5年1月29日執行

井川町（~~議会議員~~・長）選挙

候補者氏名 選挙 太郎

印

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
			円	
			円	

2 1に掲げる契約以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の 借入れ	R5.1.10	(株)大台レンタカー 代表 ●●●● 井川町井内字大台10番地5	R5.1.19 ～R5.1.28	100,000円	
				円	
燃料代	R5.1.10	(有)坂本石油 代表 ●●●● 井川町坂本字坂本50番地15	秋田500 わ10-01	37,800円	レギュラーガolin 単価160円
				円	
運転手 の雇用	R5.1.10	羽立 一郎 井川町浜井川字羽立5番地	R5.1.24 ～R5.1.28	75,000円	
				円	

(備考)

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。

様式第10号（その3）（第5条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

令和5年1月30日

令和5年1月29日執行

井川町（~~議会議員~~・長）選挙

候補者氏名 選挙 太郎

印

次のとおり運転手を雇用したものであることを証明します。

運転手の住所及び氏名	住所	井川町浜井川字羽立5番地	
	氏名	羽立 一郎	
雇用年月日	報酬の額	備考	
令和5年1月24日	15,000 円		
令和5年1月25日	15,000 円		
令和5年1月26日	15,000 円		
令和5年1月27日	15,000 円		
令和5年1月28日	15,000 円		

(備考)

- この証明書は、運転手の雇用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 運転手が井川町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、井川町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、井川町に支払を請求することはできません。

様式第13号（第4条関係）

請求書
(選挙運動用自動車の使用)

令和5年1月30日

井川町長 様

住所（所在地） 井川町浜井川字羽立5番地

氏名（名称） 羽立 一郎

（法人にあつては、その代表者の氏名も記入する）

印

井川町議会議員及び井川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 請求金額 62,500 円
- 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 選挙名 令和5年1月29日執行 井川町（議会議員・長）選挙
- 候補者の氏名 選挙 太郎
- 振込先

金融機関名	●●銀行	本・支店名	●●支店
口座種別	普通	口座番号	1234567
フリガナ	ハダチ 一ロウ		
口座名義	羽立 一郎		

(備考)

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写しとともに選挙の期日後、速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、井川町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙) その2

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(3) 運転手

雇用年月日	報酬額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額	備考
令和5年 1月24日	15,000 円	12,500 円	12,500 円	
令和5年 1月25日	15,000 円	12,500 円	12,500 円	
令和5年 1月26日	15,000 円	12,500 円	12,500 円	
令和5年 1月27日	15,000 円	12,500 円	12,500 円	
令和5年 1月28日	15,000 円	12,500 円	12,500 円	
計			62,500 円	

(備考) 「請求金額」欄には、(A) 又は (B) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

選挙運動用ビラ作成

(申請等様式記入例)

印紙

選挙運動用ビラ作成契約書

井川町長 選挙候補者 選挙太郎（以下「甲」という。）と有限会社 街道印刷所 代表 ●●●●（以下「乙」という。）は、公職選挙法第142条に定める選挙運動用ビラの作成について次のとおり契約を締結する。

- 品名 公職選挙法第142条に定めるビラ（1種類）
- 作成枚数 5,000枚
- 契約金額 金 55,000円（うち消費税及び地方消費税金 5,000円）
（単価 11円× 5,000枚）
- 契約期間 令和5年1月10日から 令和5年1月17日まで
- 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により井川町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、井川町議会議員選挙及び井川町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき井川町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が井川町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により井川町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年1月10日

甲 井川町長選挙候補者

住所 井川町北川尻字街道100番地

氏名 選挙太郎

乙 住所 井川町北川尻字街道100番地1

名称 有限会社 街道印刷所

代表者 代表 ●●●●

様式第2号（第7条関係）

選挙運動用ビラ作成契約届出書

令和5年1月24日

井川町選挙管理委員会委員長あて

令和5年1月29日執行

井川町（~~議会議員~~・長）選挙

候補者氏名 選挙 太郎

印

次のとおり選挙運動用ビラの作成の契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の 氏名	契約内容			備考
		作成契約枚数	作成契約金額	1枚当たり の単価	
令和5年 1月10日	(有)街道印刷所 代表 ●●●● 井川町北川尻字街道100番地1	5,000 枚	55,000 円	11 円	
		枚	円	円	

(備考) 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第5号（第8条関係）

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

令和5年1月24日

井川町選挙管理委員会委員長 様

令和5年1月29日執行

井川町（~~議会議員~~・長）選挙

候補者氏名 選挙 太郎

印

次の選挙運動用ビラの作成枚数につき、井川町議会議員及び井川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 令和5年1月10日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
（有）街道印刷所 代表 ●●●●
井川町北川尻字街道100番地1
- 3 確認申請枚数 5,000 枚

区分	作成枚数	左のうち確認済み 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数（A）	0 枚	0 枚
今回の枚数（B）	5,000 枚	5,000 枚
枚数計（A）+（B）	5,000 枚	5,000 枚
備考		

（備考）

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から井川町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

様式第8号（第8条関係）

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

確認番号第 _____ 号

年 月 日

井川町選挙管理委員会
委員長



井川町議会議員及び井川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラの作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

1 年 月 日執行 井川町（議会議員・長）選挙

2 候補者の氏名

3 確認枚数 枚

（備考）

- この確認書は、選挙運動用ビラの作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに、この確認書を請求書に添付してください。
- この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、井川町に支払を請求することはできません。

様式第 1 1 号 (第 8 条関係)

選挙運動用ビラ作成証明書

令和 5 年 1 月 30 日

令和 5 年 1 月 29 日執行

井川町 (議会議員・長) 選挙

候補者氏名 選挙 太郎

印

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	(有)街道印刷所 代表 ●●●● 井川町北川尻字街道 100 番地 1
作成枚数	5,000 枚
作成金額	55,000 円
備考	

(備考)

- この証明書は、ビラの作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が井川町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、井川町に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 井川町長 枚数 5,000 枚、井川町議会議員 枚数 1,600 枚
 - 限度額 8 円 3 8 銭 (単価) × (1) の枚数 = 限度額

様式第14号（第8条関係）

請求書
(選挙運動用ビラの作成)

令和5年1月30日

井川町長 様

住所（所在地） 井川町北川尻字街道100番地1

氏名（名称） 有限会社 街道印刷所
代表 ●●●●

印

(法人にあつては、その代表者の氏名も記入する)

井川町議会議員及び井川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 請求金額 37,550 円 証明書及び請求内訳書の金額と一致すること
- 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 選挙名 令和5年1月29日執行 井川町（議会議員・長）選挙
- 候補者の氏名 選挙 太郎
- 振込先

金融機関名	●●銀行	本・支店名	●●支店
口座種別	普通	口座番号	1234567
フリガナ	エウ) カドウインサツジョ		
口座名義	有限会社 街道印刷所		

(備考)

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後、速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、井川町に支払を請求することはできません。
- この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。

(別紙)

請求内訳書

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 A×B	単価 C	枚数 D	金額 C×D	単価 E	枚数 F	金額 E×F	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
11	5,000	55,000	7.51	5,000	37,550	7.51	5,000	37,550	

(備考)

- 1 D欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 E欄には、A欄とC欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 F欄には、B欄とD欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

選挙運動用ポスター作成

(申請等様式記入例)

印紙

選挙運動用ポスター作成契約書

井川町長 選挙候補者 **選挙太郎**（以下「甲」という。）と**有限会社 街道印刷所 代表 ●●●●**（以下「乙」という。）は、公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスターの作成について次のとおり契約を締結する。

- 品名 公職選挙法第143条に定めるポスター
- 作成枚数 **100** 枚
- 契約金額 金 **220,000** 円（うち消費税及び地方消費税金 **20,000** 円）
（単価 **2,200** 円× **100** 枚）
- 契約期間 令和**5**年**1**月**10**日 から 令和**5**年**1**月**17**日 まで
- 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により井川町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、井川町議会議員選挙及び井川町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき井川町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が井川町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により井川町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 **5** 年 **1** 月 **10** 日

甲 井川町**長**選挙候補者

住所 **井川町北川尻字街道100番地**

氏名 **選挙太郎**

乙 住所 **井川町北川尻字街道100番地1**

名称 **有限会社 街道印刷所**

代表者 **代表 ●●●●**

様式第3号（第10条関係）

選挙運動用ポスター作成契約届出書

令和5年1月24日

井川町選挙管理委員会委員長あて

令和5年1月29日執行
井川町（~~議会議員~~・長）選挙
候補者氏名 選挙 太郎

印

次のとおり選挙運動用ポスターの作成の契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の 氏名	契約内容			備考
		作成契約枚数	作成契約金額	1枚当たり の単価	
令和5年 1月10日	(有)街道印刷所 代表 ●●●● 井川町北川尻字街道100番地1	100 枚	220,000 円	2,200 円	
		枚	円	円	

(備考) 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第6号（第11条関係）

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

令和5年1月24日

井川町選挙管理委員会委員長 様

令和5年1月29日執行

井川町（~~議会議員~~・長）選挙

候補者氏名 井川 太郎

印

次の選挙運動用ポスターの作成枚数につき、井川町議会議員及び井川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 令和5年1月10日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
（有）街道印刷所 代表 ●●●●
井川町北川尻字街道100番地1
- 3 確認申請枚数 37 枚

区分	作成枚数	左のうち確認済み 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数（A）	0 枚	0 枚
今回の枚数（B）	100 枚	37 枚
枚数計（A）＋（B）	100 枚	37 枚
備考		

（備考）

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から井川町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ポスターの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

様式第9号（第11条関係）

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

確認番号第 _____ 号

年 月 日

井川町選挙管理委員会
委員長



井川町議会議員及び井川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、次の選挙運動用ポスターの作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

1 年 月 日執行 井川町（議会議員・長）選挙

2 候補者の氏名

3 確認枚数 枚

（備考）

- この確認書は、選挙運動用ポスターの作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに、この確認書を請求書に添付してください。
- この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、井川町に支払を請求することはできません。

様式第12号（第11条関係）

選挙運動用ポスター作成証明書

令和5年1月30日

令和5年1月29日執行

井川町（~~議会議員~~・長）選挙

候補者氏名 井川 太郎

印

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	(有)街道印刷所 代表 ●●●● 井川町北川尻字街道100番地1
作成枚数	100 枚
作成金額	220,000 円
当該選挙におけるポスター掲示場数	37 箇所

(備考)

- この証明書は、ポスターの作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が井川町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、井川町に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚数 当該選挙におけるポスター掲示場の数
 - 限度額 $586円88銭 \times \text{ポスター掲示場の数} \times \text{得た金額} \div 316,250円 + \text{得た金額} \div \text{ポスター掲示場の数} - \text{得た金額}$ （1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。） \times （1）の枚数＝限度額

様式第15号（第11条関係）

請求書
(選挙運動用ポスターの作成)

令和5年1月30日

井川町長 様

住所（所在地） 井川町北川尻字街道100番地1

氏名（名称） 有限会社 街道印刷所

代表 ●●●●

印

(法人にあつては、その代表者の氏名も記入する)

井川町議会議員及び井川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 請求金額 81,400 円
- 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 選挙名 令和5年1月29日執行 井川町（~~議会議員~~・長）選挙
- 候補者の氏名 選挙 太郎
- 振込先

金融機関名	●●銀行	本・支店名	●●支店
口座種別	普通	口座番号	1234567
フリガナ	エウ) カドウインサツジョ		
口座名義	有限会社 街道印刷所		

(備考)

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後、速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、井川町に支払を請求することはできません。

(別紙)

請求内訳書

ポスター 掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 A×B	単価 C	枚数 D	金額 C×D	単価 E	枚数 F	金額 E×F	
箇所 37	円 2,200	枚 100	円 220,000	円 8,917	枚 37	円 329,929	円 2,200	枚 37	円 81,400	

(備考)

- 1 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の当該選挙区におけるポスター掲示場数を記載してください。
- 2 D欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 E欄には、A欄とC欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 F欄には、B欄とD欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 5 E×Fの欄に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は1円としてください。

【注意事項】

- ・ 候補者名は、必ず戸籍名を記載すること。
- ・ 選挙運動用自動車は車両本体のみの契約金額とすること。
※スピーカー、看板等の費用は含めない。
※車両本体と放送設備等の付属設備の料金が合算されている場合は、車両本体と
付属設備の契約金額を明示した契約を締結すること。
- ・ 燃料代は選挙運動用自動車に供給した分のみとし、その他の連絡用自動車などに
給油した燃料代は含めないこと。
- ・ 選挙運動用ポスターの公費負担となる上限枚数はポスター掲示場数までとする。
(37か所)
- ・ 申請書に記入する「契約金額」や「作成枚数」等は、公費負担の対象となる分の
金額、数量等を記入すること。